

### 第3章 都道府県外の公立図書館等との相互貸借

本章では、都道府県立図書館、市区町村立図書館に対し、都道府県外の公立図書館等との相互貸借の有無について調査し、その集計結果をまとめた。

#### 1 相互貸借の状況

##### (1) 貸出冊数

都道府県外の公立図書館への貸出状況は、都道府県立図書館では、「1千冊・点未満」が23館（50.0%）と最も多く、次いで「5百冊・点未満」が12館（26.1%）となっている。市区町村立図書館では、「2百冊・点未満」が738館（60.3%）と最も多いが、次いで無回答が452館（36.9%）となっている。また、都道府県立図書館では「2千冊・点以上」と回答した館は2館（4.3%）、「2千冊・点未満」が7館（15.2%）あり、市区町村立図書館では「2千冊・点未満」が6館（0.5%）、「2千冊・点以上」3館（0.2%）と回答している。

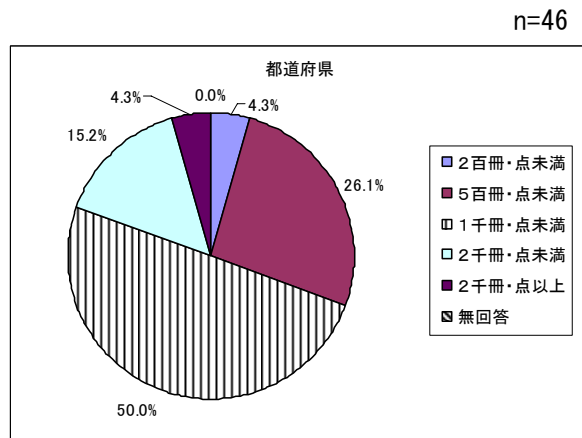


図 3.1 都道府県外の公立図書館への貸出冊数

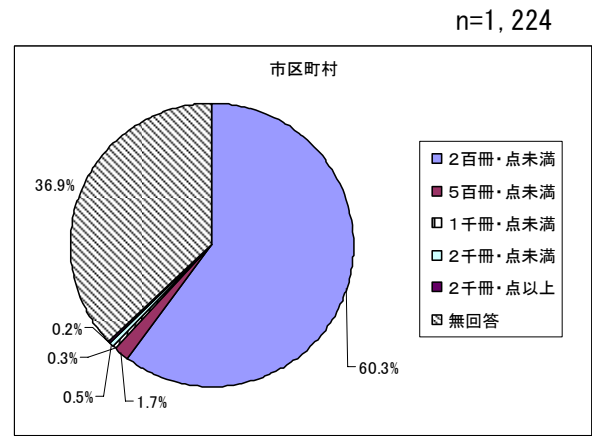


図 3.2 都道府県外の公立図書館への貸出冊数

表 3.1 都道府県外の公立図書館への貸出冊数

貸出冊数	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
2百冊・点未満	2	4.3%	738	60.3%
5百冊・点未満	12	26.1%	21	1.7%
1千冊・点未満	23	50.0%	4	0.3%
2千冊・点未満	7	15.2%	6	0.5%
2千冊・点以上	2	4.3%	3	0.2%
無回答	0	0.0%	452	36.9%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

##### (2) 借受冊数

###### ア 全般

借受の状況は、都道府県立図書館では、「5百冊・点未満」が24館（52.2%）と最も多く、次いで「5百冊・点以上」が11館（23.9%）であることから、全体の約75%が1百冊・点以上の資料を借受していることがわかる。また、市区町村立図書館では、「無回答」が379館（31.0%）と最も多く、次いで「10冊・点未満」が347館（28.3%）、「50冊・点未満」が275館（22.5%）と

全体の約 51%（無回答を含めると 81.8%）が 50 冊未満の借受であり、市区町村立図書館の多くは都道府県外からの借受があまり活発ではないことがわかる。しかし、市区町村立図書館の約 1 割（10.7%）は 1 百冊以上の活発な借受を行っており、15 館（1.2%）が「5 百冊・点以上」と回答している。

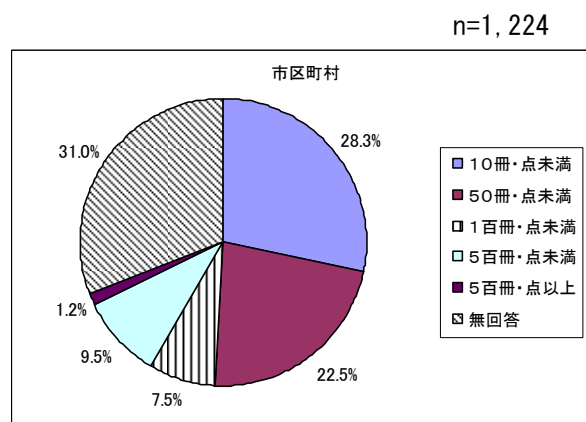
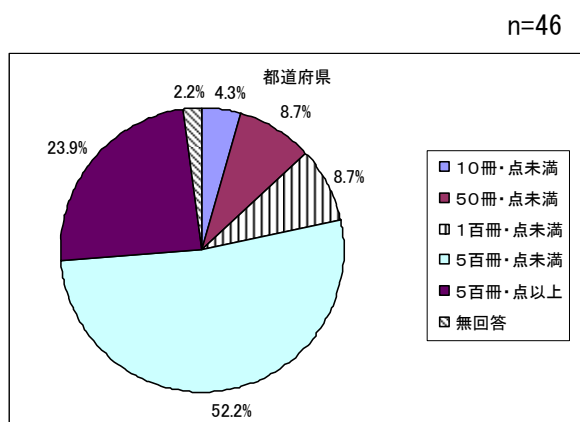


図 3.3 都道府県外の公立図書館からの借受冊数 図 3.4 都道府県外の公立図書館からの借受冊数

表 3.2 都道府県外の公立図書館からの借受冊数

借受冊数	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
10冊・点未満	2	4.3%	347	28.3%
50冊・点未満	4	8.7%	275	22.5%
1百冊・点未満	4	8.7%	92	7.5%
5百冊・点未満	24	52.2%	116	9.5%
5百冊・点以上	11	23.9%	15	1.2%
無回答	1	2.2%	379	31.0%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

### イ 国立国会図書館からの借受

都道府県立図書館では、「50 冊・点未満」が 21 館（45.7%）と最も多く、次いで「10 冊・点未満」が 8 館（17.4%）となっている。市区町村立図書館では、「無回答」が 723 館（59.1%）と最も多く、次いで「10 冊・点未満」が 305 館（24.9%）、「50 冊・点未満」が 149 館（12.2%）と全体の約 37.1%（無回答を含めると 96.2%）が 50 冊未満の借受であることがわかる。また、都道府県立図書館、市区町村立図書館とも 5 百冊・点以上の借受をしている館はない。

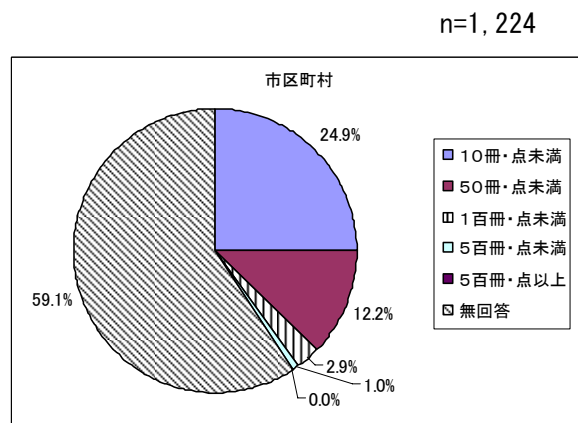
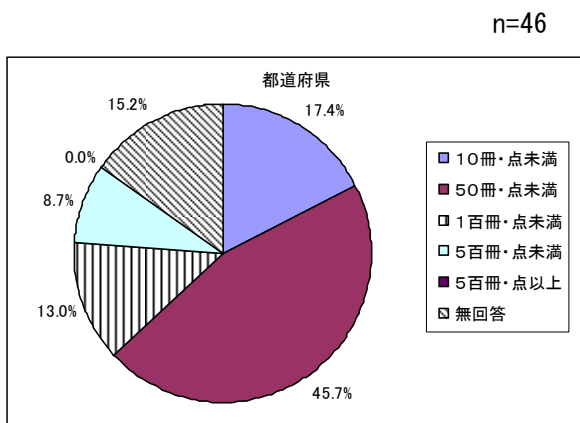


図 3.5 国立国会図書館からの借受冊数

図 3.6 国立国会図書館からの借受冊数

表 3.3 国立国会図書館からの借受冊数

借受冊数	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
10冊・点未満	8	17.4%	305	24.9%
50冊・点未満	21	45.7%	149	12.2%
100冊・点未満	6	13.0%	35	2.9%
500冊・点未満	4	8.7%	12	1.0%
500冊・点以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	7	15.2%	723	59.1%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

## 2 搬送方法・経費負担

### (1) 都道府県外の公立図書館との相互貸借資料の搬送方法

無回答を除き、都道府県立図書館では、県外への搬送方法として、「郵送」(45館)、「宅配便」(22館)と回答し、市区町村立図書館では、「郵送」(966館)が最も多く、次いで「宅配便」(482館)、「地区搬送車」(112館)※、「移動図書館」(3館)と回答している。

表 3.4 都道府県外の公立図書館との相互貸借資料の搬送方法 (都道府県)

回答項目	地区搬送車	宅配便	郵送	移動図書館	その他
実施している	0	22	45	0	0
実施していない	28	13	0	26	14
無回答	18	11	1	20	32
合計	46	46	46	46	46

表 3.5 都道府県外の公立図書館との相互貸借資料の搬送方法 (市区町村)

回答項目	地区搬送車	宅配便	郵送	移動図書館	その他
実施している	112	482	966	3	29
実施していない	462	289	124	477	300
無回答	650	453	134	744	895
合計	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224

\*「地区搬送車」とは「所属地区ブロックの都道府県立図書館が運営する搬送車」。市区町村立図書館では誤回答が発生した。

## (2) 都道府県外の公立図書館との相互貸借資料の経費負担

### ア 現状

無回答を除き、都道府県立図書館では、「宅配便」では「借受館が負担」7館（31.8%）、次いで「貸出館と借受館が負担」が5館（22.7%）、「利用者が全額又は一部を負担」3館（13.6%）となっている。「郵送」では、「借受館が負担」21館（46.7%）、次いで「利用者が全額又は一部を負担」14館（31.1%）、「貸出館と借受館が負担」が3館（6.7%）となっている。

また、市区町村立図書館では「宅配便」では「借受館が負担」178館（36.9%）、次いで「利用者が全額又は一部を負担」104館（21.6%）、「貸出館と借受館が負担」が103館（21.4%）となっている。「郵送」では、「借受館が負担」509館（52.7%）、次いで「利用者が全額又は一部を負担」239館（24.7%）、「貸出館と借受館が負担」が141館（14.6%）となっている。（※その他を除いて表記）

表 3.6 都道府県外の公立図書館との相互貸借資料の経費負担（都道府県）

回答項目	地区搬送車		宅配便		郵送		移動図書館		その他	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
資料の貸出館と借受館が負担	0	0.0%	5	22.7%	3	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
借受館が負担	0	0.0%	7	31.8%	21	46.7%	0	0.0%	0	0.0%
利用者が全額又は一部を負担	0	0.0%	3	13.6%	14	31.1%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	6	27.3%	7	15.6%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	0	0.0%	22	100.0%	45	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

表 3.7 都道府県外の公立図書館との相互貸借資料の経費負担（市区町村）

回答項目	地区搬送車		宅配便		郵送		移動図書館		その他	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
都道府県立図書館が負担	102	91.1%	38	7.9%	2	0.2%	0	0.0%	4	13.8%
都道府県図書館協会が負担	1	0.9%	3	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
資料の貸出館と借受館が負担	0	0.0%	103	21.4%	141	14.6%	0	0.0%	1	3.4%
借受館が負担	1	0.9%	178	36.9%	509	52.7%	1	33.3%	4	13.8%
利用者が全額又は一部を負担	2	1.8%	104	21.6%	239	24.7%	0	0.0%	6	20.7%
その他	4	3.6%	48	10.0%	67	6.9%	0	0.0%	9	31.0%
無回答	2	1.8%	8	1.7%	8	0.8%	2	66.7%	5	17.2%
合計	112	100.0%	482	100.0%	966	100.0%	3	100.0%	29	100.0%

### イ 望ましい経費負担（今後の経費負担のあり方）

都道府県立図書館では、「借受館が負担」が25館（54.3%）と最も多く、次いで「利用者が全額又は一部を負担」が11館（23.9%）、「資料の貸出館と借受館が負担」が6館（13.0%）となっている。市区町村立図書館では、「借受館が負担」が491館（40.1%）と最も多く、次いで「利用者が全額又は一部を負担」が386館（31.5%）、「資料の貸出館と借受館が負担」が255館（20.8%）となっている。県外からの取り寄せについては都道府県立図書館、市区町村立図書館とも7割以上が借受館（または利用者）の負担を望んでおり、「相互貸借といいながら、一部の大規模図書館が発送、梱包等に関わる人件費の負担を強いられている」「貸出ばかりで借受がほとんどなく（送料片道負担の協定があるブロックでは）不公平である」との意見が見られた。一方、借受が多い館では、「ほとんど借受であるため、貸出館の負担を考えると大変心苦しい」と苦慮する館もあるが、「借受がほとんどの状況なので、現時点では特に問題ない」との意見も多かった。

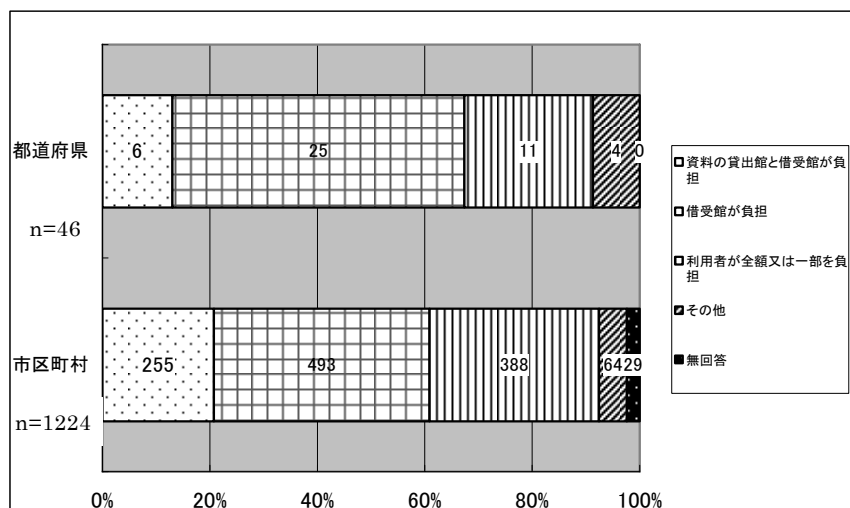


図 3.7 望ましい経費負担

表 3.8 望ましい経費負担

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
資料の貸出館と借受館が負担	6	13.0%	255	20.8%
借受館が負担	25	54.3%	491	40.1%
利用者が全額又は一部を負担	11	23.9%	386	31.5%
その他	4	8.7%	64	5.2%
無回答	0	0.0%	28	2.3%
合計	46	100.0%	1,224	100.0%

ウ 県境を超えた相互貸借の協定の有無(都道府県立図書館)

都道府県立図書館のみ、県境を超えた相互貸借の協定の有無を調査した。「協定がある」と回答した館は27館(58.7%)、「ない」と回答した館は19館(41.3%)であった。

表 3.9 県境を超えた相互貸借の協定の有無(都道府県)

回答項目	回答数	構成比
ある	27	58.7%
ない	19	41.3%
無回答	0	0.0%
合計	46	100.0%